

## 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領

平成30年3月5日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市が行う設計業務委託等（以下「委託業務」という。）において、土木設計業務等委託契約約款第49条又は建築設計業務等委託契約約款第56条により、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「委託業務」とは、竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成12年竹原市告示第18号）第2条第1項に規定する業務をいう。

2 この要領において「旧技術者単価」とは、予定価格算出時に利用した技術者単価をいう。

3 この要領において、「新技術者単価」とは、契約日時点の技術者単価をいう。

(対象委託業務)

第3条 対象となる委託業務は、市長が定めるものとする。

(受注者への通知)

第4条 発注者は受注者に対し、対象となる委託業務ごとに、新技術者単価に基づく業務委託料の変更についての協議を請求できる旨を、別記様式第1号により請求可能期限を明記し通知する。

2 請求可能期限は、通知日より14日以内を基本とする。

(受注者からの請求)

第5条 通知を受けた受注者は、新技術者単価に基づく業務委託料の変更について、別記様式第2号により、請求可能期限までに発注者へ請求する。この場合において、この請求は、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

(変更契約)

第6条 請求の受理後、土木設計業務等委託契約約款第25条又は建築設計業務等委託契約約款第28条による協議が整った場合は、直近の変更契約時に新技術者単価により積算された業務委託料にて変更契約を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月5日から施行する。

年 月 日

（受注者） 様

（発注者） 印

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置による  
業務委託料変更の協議について（通知）

次の契約について、業務委託料（旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更）の協議の請求が可能であることを通知します。

1 委託業務名

2 請求可能期限

年 月 日まで

3 事務処理について

新技術者単価に基づく業務委託料変更の協議を請求する場合は、別記様式第2号により請求可能期限までに請求してください。

請求に当たっては、協力者との契約の技術者単価の適正な反映や、自社で雇用する技術者への賃金水準の引上げ等を行ってください。

なお、請求を発注者が受理することで、変更契約の協議の対象とします。

4 協議により業務委託料の変更となった場合

協議により業務委託料の変更となった場合は、誓約の内容について、確実に実施することとし、必要に応じて調査を行うことがあります。

また、調査等により誓約内容の履行確認ができない場合については、再度の業務委託料の変更の対象とすることがあります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（発注者） 様

（受注者）

設計業務委託等技術者単価の適用に係る特例措置による  
業務委託料変更の協議について（請求）

年 月 日付けで通知の特例措置について、発注者との協議が整った場合であって、再委託契約の締結がある場合においては委託先技術者の技術者単価を適正に見込んだ再委託契約を締結するとともに、自社で雇用する技術者への賃金水準の引き上げ等を誓約し、業務委託料変更（旧技術者単価に基づく契約を新技术者単価に基づく契約に変更）の協議を請求します。

委託業務名